

嘉隆均田例の分析

桜井 由躬雄*

A Study on the Vietnamese Land Distribution Regulation of 1804

Yumio SAKURAI

The process by which State-owned rice fields of the 15th century became communal land by the 19th century is analyzed based on an examination of the text of *Gia long quân cấp quan điền pháp* or the Land Distribution Regulation of 1804.

Part I. In the early 19th century, holdings of *công điền*, or State-owned rice fields, in the Red River delta varied between villages. For example, some villages had no *công điền*, while in others all the ricefields were *công điền*. In the 19th century, the transfer system of *công điền*, which had been prohibited in the 15th century, became wider-spread throughout the delta villages. Furthermore, the central government could not control the peasant society because it could not make accurate land rolls and registers, and because the number of peasants who abandoned their legal residence increased sharply. Thus, it is doubtful whether the Land Distribution Regulation of 1804 was put into effect.

Part II. The *Hồng Đức* and *Vĩnh thanh* Regulations had included many detailed acts concerning the distributors of *công điền*, the governors and tax collectors. But the *Gia Long* Regulation included no such acts. The former regulations i. e. *Hồng Đức* and *Vĩnh thanh* had divided all villages into two types, *công điền xã* and *từ điền xã*, but in the *Gia Long* Regulation this distinction was not drawn. This indicates that the *Gia Long* was a nominal regulation which was ineffective in controlling the distribution of *công điền*.

Part III. Central and provincial government officials and soldiers are divided into 18 grades, and the number in each grade is multiplied by the allotment of *công điền* for that grade to give the total allotment for each grade. These are very small compared with the total *công điền* possessed by the numerically superior peasants. The regulation was effective only in that it defined a social hierarchy in which the officials and soldiers were distinguished from peasants by their greater individual allotment of *công điền*.

Part IV. The distribution of *công điền* to peasants under this Regulation is analyzed, *công điền* was distributed according to the capitation tax roll. This system aimed at bringing the social order of villagers under central government control.

In conclusion, it appears that by this Regulation the Central Government aimed at introducing national order into the villages.

L'École Française d'Extrême Orient is acknowledged with thanks for authorizing the use of its invaluable manuscripts in the form of microfilms, which are now preserved in the Toyo Bunko.

* 東京大学大学院人文科学研究科

はじめに

公田制はヴェトナム村落共同体に残存したもっとも特異な土地制度として、19世紀末以来、多くのフランス人文地理学者の興味をひき、¹⁾戦後はヴェトナム民主共和国の土地改革におけるもっとも重要な問題となった。筆者はこの公田制の起源を黎朝律令体制下の均田制に求め、これまで幾つかの試論を発表してきた。²⁾黎朝支配下において、公田は国有田として管理され、公田農民によって均分耕作されていた。しかし、仏領下の公田は不可譲渡性などの特殊規定を別とすれば、村落によって管理される、いわば完全な村落共有田に成長していた。この発展の経過を知る為には、19世紀における阮朝諸皇帝公布の各均田例の分析が重要な意味をもっている。

1804年、嘉隆帝は阮朝初の均田例を公布した。この均田例の評価については従来三種の見解がみられる。ヴァー・ヴァン・ヒェンはこの均田例が、黎朝の二つの均田例に比して著しく単純化されていることから、村落の慣習法的秩序が大幅に認められたものとしている。³⁾またヴェトナム民主共和国社会科学委員会編の *Lịch Sử Việt Nam, Tập I* (『ヴェトナム歴史第1集』) は嘉隆均田例を、官人軍人への給田を確保するためのものとしている。⁴⁾さらにゴ・ヴィン・ロンは均田例が平等主義に基づいたすぐれた施策であるとし、特に公田が病人・未亡人・孤児にまで均給されたことをたかく評価している。⁵⁾ヒェンの見解は、前植民地期の国家権力を過小に、村落の自律性を過大に評価したフランス人文地理学の傾向をひくものであり、他方、『ヴェトナム歴史』はタイソン阮氏の施策に対する反動として嘉隆期をとらえている。ロンはまた仏植民地勢力の害悪を強調するために、前植民地社会を理想化しすぎている。

しかしこれらのいずれの見解も、史料的には大南寔録記載の均田例文抄録に拠り、しかもその前後の状況を明らかにするという作業を怠っている。

幸運なことに筆者は、近年仏極東学院より東洋文庫に将来されたヴェトナム本マイクロフィルム中に「A1185」のナンバーをもつ『嘉隆均給官田法』なる一写本を発見した。この書は大南寔録、大南会典事例所載の嘉隆均田例に比べれば、内容的にははるかに詳細である。写本である為に若干の誤記がみられるが、おそらく嘉隆3年の均田例原文と考えてよからう。

1) たとえば R. Dumont, *La culture du riz dans le delta du Tonkin*, Paris, 1935; P. Gourou, *Les paysans du delta tonkinois*, Paris 1936; Y. Henry, *L'économie agricole de l'Indochine*, Hanoi, 1932 等がある。

2) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(1), (2)『東南アジア 歴史と文化』(3), (4)東京, 1973, 1974; 同「永盛均田例の周辺」『東洋学報』56-2, 3, 4, 東京, 1975; 同「永盛均田例の研究」『史学雑誌』85-7, 東京, 1976。

3) Vu Van Hiên, *La propriété communale au Tonkin*, Paris, 1940; 邦訳「仏印に於ける公田制度の研究」東京, 1944, p. 58.

4) Nhà xuất bản khoa học xã hội, *Lịch Sử Việt Nam, tập I*, Hà nội, 1971, p. 375.

5) Ngo Vinh Long, *Before the revolution*, MIT Press, 1973, p. 6.

本論は本書均田例文の内容を分析し、これから19世紀初の公田の位置を考えようとするものである。なお阮朝の均田例文の分析には、兵丁に支給される^{ルオンディエン}糧田の解明が重要であるが、本論では紙面の制約上、割愛して別論に委ねた。

I 嘉隆均田例をめぐる諸状況

(1) 公田の存在状況

前述の仏極東学院マイクロフィルム中に山南下鎮（現ハーナムニン省）の一部の1805年地簿が含まれている。その内容については別稿⁶⁾に詳述したので、ここではこの地簿の示す公田の量について概略を述べるにとどめる。

山南下鎮は潘輝注が公田州土が最も多いとしたところである。⁷⁾ たしかに P. グールーの調査では、該地域の公田比率は他に比してたかく、ナムディン（山南下鎮の西部）省の全田土の40%以上を占めている。⁸⁾ しかし、それは19世紀中期以来、開拓された南部沿海諸県の比率がたかい為で、本地簿の該当する北部諸県の多くは20～40%である。1805年地簿では公田比率はさらに低下している。地簿の残る27社村中、⁹⁾ 公田を全くもたない村落は4社村、20%以下の村落は22社村に達している。たとえば^{ナムチュック}南^{ドンチー}真^{ナムチュック}県の同枝社では私田523.6畝に対し、公田は0.5畝にすぎない。これに対し、地簿所載の^{バクコック}人丁は44名に達し、仮にこれのみ公田を分給したとしても、一人あたりでは0.011畝（約39.6m²強）を得るにすぎない。¹⁰⁾

しかしその一方で^{バクコック}百穀社^{ディエウコック}小穀村では全米田の92.8%が公田であり、さらにその隣村の^{フーコック}富穀社では全米田が公田である。したがって公田がもっとも多いとされる山南下鎮においてすら、公田比率はきわめて多様であった。これは均田例施行上もっとも大きな問題となったであろう。

(2) 公田典売

公田は別論に述べたとおり、黎朝刑律によって売買を禁止されていたが、18世紀以降、その質入譲渡はむしろ一般的になっていた。¹¹⁾ 均田例施行の前提としての公田不可譲渡性の再確認は、嘉隆均田例本文の施行に先立って、嘉隆2年(1803)4月に布告された。大南寔録第1紀21の同年条は

申定買売公田土條禁。旧制公田公土、聽民均給、私売者罪。民人皆被其利、自偽西之乱、

6) 拙稿「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」『東南アジア 歴史と文化』6. pp. 32—61

7) 『歴朝憲章類誌』30, 国用誌, 田土之制; 拙稿「永盛均田例の周辺」p. 212.

8) P. Gourou, *op. cit.* p. 336.

9) 仏極東学院蔵「南定省務本県地簿」は19世社と11の分村からなり、村落総数としては27である。

10) 公田は後述のように主として丁賦の基礎となる閲選法によって分給される。これには土地を所有しない層も含まれている。したがって実際の受給者がこれに数倍するのはいうまでもない。

11) 拙稿「永盛均田例の周辺」p. 217.

旧章隳廢，民間率多換公為私，亦有籍以公役雇賣者。

として、西山阮朝の成立以来、公田の典売譲渡が一般化していたことを認めている。ついで

帝思革其弊，勅定凡諸社民公田公土，皆不得私相買売，違者有罪，誤買者失其原錢。

として、以後、公田の私的売買は全て違法であり、事情を知らずに買った場合でも、買者はその代価を失うとしている。『刑部小冊議例』律戸第89条典売田宅には

議嘉隆二年定。……何社村違禁買売，其誤買人失其原錢與主契同。契証人等，並于重論，田土交還均給。

とあり、黎朝刑法341条¹²⁾でいう関係者連坐規定と類似した規定が設けられている。しかしこれらの罰則には例外規定があった。『六部條例』戸部條例、嘉隆2年条には

如何社村因有公事緊用，許人借耕取錢支弁，限以三年銷，其本息田還社民均給，若借已過三年，不肯交還，其許耕，並借耕人，從重處治。

とあって、社村に緊用の公事¹³⁾があって公田を臨時に典売した場合、3年を償還の期限としている。その期を過ぎて田が戻らない場合は、その田の借耕人即ち買者が罰せられた。これは別論に述べた正和11年例¹⁴⁾に似るが、(1)村落対私人関係にのみ許され、(2)期限を3年に限定する等、正和例よりはるかに厳格な内容をもっている。しかし法文上厳格な法は、当然その実効性が疑われる。明命9年(1828)の阮公著の上疏¹⁵⁾には

諸有公田土者，往往託事雇借，為自肥之計。……而罷公田土雇借之例。

として、嘉隆2年例の公事の際は典売を許可するという例外規定を利用して、公田の私的な典売が行なわれていたことを示している。また『大南寔録』第2紀119、明命15年(1834)2月には

清葩署按察黎德彦請安摺言，省轄公田，向來社民，或因公事，或逼私債，挪移雇売。名為均田，實為豪彊所有。請凡公田前經雇売者交民，照例均給，則貧者得以食力於農。而富者亦無兼併之患。

とあって、公田が公事・私債によって雇売され、実質的に豪彊によって私有されていたことを示している。これは紹治4年(1844)の「公田土雇借例」の改定を導く。これらの田土売買状況と、国家の統制策との矛盾は別に専論する予定であるが、ここでは嘉隆2年の雇売禁止例が現実にはほとんど効果をもちえなかったと推論するにとどめる。

12) 同上 p. 212.

13) ザー・ヴェン・ヒェンは次のように言っている。「実際、行政当局が公田の譲渡を許可するのは、一般の利益を有する事業が村落の名で計画されねばならないのに、村落が他の手段に依っては必要な財源を得られない事が確認される場合に於いてのみである。例えば共同家屋や、塔並びに教会の大修理を行なう事や、又は学校を建てたり、救済事業を起こす事は明らかに斯かる場合である。」邦訳, p. 137.

14) 拙稿「永盛均田例の周辺」p. 214.

15) 『大南寔録』正編第2紀，卷54，明命9年，竹田龍児「ヴェトナムに於ける国家権力の構造」『東南アジアにおける権力構造の史的考察』竹内書店，1969，pp. 131-132.

(3) 田土の帰属

均田例施行の前提には、正確な簿籍の作製が必要である。洪徳・永盛両均田例は納簿に関する詳細な規定を含んでいる。北部回復の翌月、嘉隆元年（1802）6月、嘉隆帝は兵部范玉韞をして戸部を兼務させ、西山阮朝政府の司馬阮文用より諸税額を報告させた。¹⁶⁾しかし『大南寔録』の同条に「典籍散亡」とされるように、西山阮朝の簿籍は多く失われ、占有関係も戦乱によって大きく変化していたと考えられる。阮朝にとって、土地・人丁の再把握はきわめて急を要する課題であったろう。

当時占有関係不明の土地として、(1) 無主地の洲土、¹⁷⁾荒田、(2) 黎朝・西山阮朝の寓祿田・官田・官寨、(3) 黎朝以来の隠漏田土、(4) 流民遺棄田土が多量に存在した。嘉隆元年から翌年にかけて、先ずこれらの土地の占有関係確定の作業が行なわれた。(1) に対しては嘉隆元年10月に河洲土、荒田の編簿が令され、¹⁸⁾(2) については同年8月に父安・^{デアン タインホア}清華2鎮の西山阮朝の官寨田、寓祿田がごとく民に還され、¹⁹⁾さらに同年11月には北部の西山阮朝の祿田に同様の措置がとられ、西山阮朝の官私田土、黎朝・鄭氏の官寨・官田・官土が入官された。²⁰⁾(3) については同年11月、隠漏田土の申告を奨励する布告がだされた。²¹⁾

雇売と典売について

本稿投稿後、石井米雄教授より、「雇売」は雇傭つまり人身の賃貸借をさし、「典売」とは意が違うとの疑義がだされた。ここに筆者の見解を加えたい。

- (1) 問題となる『大南寔録』1-21嘉隆2年4月条の「亦、有籍以公役雇売者」の語は、前後の文意からみて、『国朝條例国制及給田上事』の正和11年条にみえる「…其民有官田洲土、為官役所迫、有典売者…」と同意と考えられる。すなわち黎朝後期に官田売買が許される唯一の例である、官役に迫られて（耕作しがたく）公田を典売する規定を利用した、公田典売が横行していたことを意味している。とすれば、雇売はそのまま典売を意味する。（拙稿「永盛均田例の周辺」、p. 214 参照）。
- (2) 黎朝後期では典売された田を「雇典田」（国朝條例田制、永盛7年均田例文）「典雇田」（各衙門勾差、同年同条）「典顧田」（歴朝憲章類誌、同年同条）とよばれ、典売は典雇、または雇典と同意である。（雇と顧はともに Cồ で音通）また大南寔録明命20年（1839）12月には田の典売年限を「典雇年限」といっている。（拙稿「永盛均田例の研究」、p. 42、「永盛均田例の周辺」、pp. 215-216 参照）。
- (3) 大南寔録2-54明命9年条には「諸有公田土者、往往託事雇借…、而罷公田土雇借之例」とあり、同2-119明命15年条には「省轄公田、向來社民、或因公事、或逼私債、挪移雇売。…請凡公田前經雇売者交民…。」とある。ここでいう「託事」また「因公事」はともに同1-21嘉隆2年の「如有因事、許人借耕」をさしている。したがって、雇借＝雇売＝借耕はともに同義であり、その意は田を人に貸して耕作させる、即ち「典売」にひとしい。
- (4) 「雇」は必ずしも人を雇う時にのみ用いられるとは限らない。たとえば現代中国語で「雇賃」は家を借りる意である。また現代ヴェトナム語では雇は Cồ と表記するが、たとえば Cồ ruộng は田を典売する意である。（ruộng は田の意）。

以上の理由により、「雇売」と「典売」は混同ではなく、全く同一内容をいいかえたにすぎないと考えられる。

16) 『大南寔録』正編第1紀、卷17、嘉隆元年。

17) 拙稿「永盛均田例の研究」pp. 30-31。

18) 『大南寔録』正編第1紀、卷19。

19) 同 上 卷18。

20) 同 上 卷19。

21) 同 上 卷19。

しかしこの時代、数量的にもっとも問題であったのは流民田土の帰属であろう。これが黎朝末期以来の課題であったことは別に論じたところであるが、²²⁾戦乱を経た19世紀初頭において、流民田土がより増大したであろうことは想像に難くない。これら流民田土への対策として、嘉隆元年(1802)12月に流民田土を官軍(弁兵の意)に分給する布告がだされた。²³⁾次いで嘉隆4年(1805)5月の「父安以北、流民復回領徴田土例」によって、弁兵の流民田土耕作が禁止され、流民の回復が奨励された。²⁴⁾これは嘉隆4年6月の糧田法公布による兵丁への公田供与と相関するのであろう。しかし同例で、嘉隆6年(1807)に至って、なお回復しない流民田土に対しては、他者の耕作を許している。これは幾多の対策にもかかわらず、嘉隆元年以降も農民の流散が続いていたことを示している。『大南寔録』第1紀30、嘉隆5年(1806)11月条にも

北城臣奏言、海陽・山西・京北・山南上下・懷徳・太原・興化・自壬戌以来、戸口流散者三百七十余社村、租税積欠錢十一万余緡、粟七万余斛。

とあって、壬戌(嘉隆元年)以来の流散農民が膨大な数にのぼっていたことを示している。嘉隆4年例では癸亥(嘉隆2年)以降の、新しい流散に対しては、田土の官軍耕作を許し、流民の復回後も次年から租税兵役を課している。癸亥以前の流民田土が、官軍耕作を禁じられ、さらに流民復回3年には免税免役であったのに対して、格段に厳しい規定である。嘉隆統一以後の流民は、恩恤の対象とならないと判断されたのであろう。これはもとより前述の現実の流散を阻止しうるものではなく、翌5年7月には、早くも4年例を変改して、流散の年度を問わず、一様に復回後3年間は免税・免役とされた。²⁵⁾このように均田例発布時期の田土帰属状況は、国家の努力にもかかわらずきわめて混乱していたと考えられる。

これら一連の占有者確定作業にひきつづき、嘉隆3年(1804)正月、田籍作製の詔がだされた。別論に述べたように極東学院本『山南下鎮地簿』はその体式と年次から、この布告に応じて作られたものであろう。しかし、郷職によってこの簿が作られたのは、同書奥付によれば嘉隆4年3月初²⁶⁾である。グエン・ドゥック・ギンの引用する「山西鎮国威府慈廉県地簿」も1805年の製作によるものであり、²⁷⁾おそらく地簿が北部全体で成立したのは、この嘉隆4年頃と考えてよからう。したがって嘉隆3年の均田例施行時には、田土帰属の混乱に加えて、国家

22) 拙稿「永盛均田例の周辺」pp. 85-87.

23) 『大南寔録』正編第1紀、巻19; 『大南寔録』の「官軍」に相当する部分は、『大南会典事例』では「弁兵」とされている。

24) 『大南寔録』正編第1紀、巻26.

25) 同上、巻30.

26) 拙稿「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」

27) Nguyễn Đức Nghinh, Về tài sản ruộng đất của một số chức dịch trong làng xã thuộc huyện Từ Liêm vào chế cuối thế kỷ 18 đầu kỷ 19, Nguyên cứu Lịch Sử, số 165, 1975.

の田簿さえ未整備であったと思われる。²⁸⁾

(4) 人丁の把握

均田例は公田を人丁に支給する建前であるから、丁籍の整備もその施行上必須の要件である。

阮初に用いられた簿は「甲寅年簿」「甲寅常行簿」²⁹⁾とよばれる西山阮朝の簿か、³⁰⁾ 黎朝の旧簿であった。しかし、これらの簿は『大南寔録』第1紀、嘉隆元年10月に

乂安以北田多荒、簿籍又不以寔。

とあるように、およそ嘉隆期の実体を離れたものであることはいうまでもない。しかも常行簿といわれるものが

故黎丁籍、生者不計、死者不除、謂之常行簿。³¹⁾

とあるように、一定不変を原則とするものならば、およそ実体とは無関係であったろう。阮朝初期においては、これを漏丁の禁例によって補正しようとした。³²⁾ 嘉隆2年(1803)5月の「定隠漏丁口條禁」には

帝以旧典久廢、民多詐冒、有以生為死、以在為逃者、乃準定……

として漏丁につき答100、配役1年の刑が社長に課された。しかし原簿が「生まれるは計らず、死するは除かず」とされる以上、この規定が空文にすぎないことはいうまでもない。しかし、新簿を作製するのは、中部出身の阮朝にとっては至難のことであった。『大南寔録』第1紀29、嘉隆5年(1806)5月「議改北城諸鎮常行簿」には

初帝既定北河、即欲令民改造丁籍、以問黎旧臣阮瑋對曰、黎常行簿行之既久、民間便之。

今一旦更改、臣竊以為未可。

とあって、一定不変の常行簿がすでに北部村落農民の一種の既得権ともなっていたことを示している。

阮朝による新たな北部丁籍の編纂は嘉隆6年(1807)2月に始まる。³³⁾ この新丁簿の内容体式は『大南会典事例』戸部3、丁簿嘉隆6年に詳しい。この年、再び「脱漏丁口條禁」が定められ、新簿作製に関する法的整備は終わった。しかしその年12月に成った北城戸籍は実納丁数

28) 田籍の作製に必須であろう計尺の統一ですら、ようやく嘉隆9年8月に行なわれている。『大南寔録』正編第1紀、卷41、嘉隆9年8月。

29) 『大南会典事例』148、「揀兵」

嘉隆元年、準定乂安・清化北城等處、照甲寅年簿、七丁取一兵。

『大南寔録』正編第1紀、卷18「定揀兵制」

分揀京北・山西・海陽・山南上下・清華外諸鎮、照甲寅常行簿、七丁取一。

30) 『大南寔録』正編第1紀、卷24、嘉隆3年5月、

北城臣奏言、諒山民稀、甲寅簿偽西多張虛數。

とあり、甲寅簿は西山阮氏の簿であることがわかる。前述の阮文用より提出せしめたものであろう。なお甲寅は1794年にあたる。

31) 『大南寔録』正編第1紀、卷29、嘉隆5年。

32) 同 上 卷21。

33) 同 上 卷31。

193,389丁にすぎず、これは黎常行簿の丁数より75,601丁の減少であり、「至是改修戸籍，民多姦巧，報数不以寔。」とされる有様であった。³⁴⁾

以上のように、嘉隆3年の均田例施行時には、丁簿はいまだ黎朝または西山阮朝の常行簿が用いられていた。嘉隆6年の新簿の成果をみても、国家による丁数の実態把握はほとんど不可能な状況にあったと考えられよう。

このような、公田量の減少、公田雇売の一般化、田簿丁籍の不正確さは、いずれも黎朝末期の国家権力の弱体化と、村落自律化の拡大が、阮朝にもそのままひきつがれたものといえよう。かつて、黎朝末期、鄭樞が均田例を施行しようとして群臣に反対された事があった。³⁵⁾これと同じく、阮朝の均田例もまた、村落の抵抗の前に、完全に実施しうる状態にあったとは考えにくい。ゴ・ヴィン・ロンやヴェトナム社会科学委員会のように、嘉隆均田例が条例どおり施行されたとして立論するのは、嘉隆3年当時の周辺状況からみてほとんど無意味であるといえよう。

II 均田例文の分析

(1) 削除条項

前述の状況下では、均田例の施行そのものが危ぶまれたのは想像に難くない。事実、嘉隆2年(1803)3月、阮文誠等の北部治政官によって、均田例施行が建議された際、嘉隆帝はこれを時機尚早として退けている。³⁶⁾にもかかわらず嘉隆3年、急速均田例が施行されるにいたった理由は不明である。このような状況下で、しかもにわか造りの均田例が、前代の諸均田例に比して、以下に述べるようなきわめて粗雑な内容をもつのはその必然的な結果といえよう。

嘉隆均給官田法が、他の2均田例ともっとも異なる点はその構成にある。前代の2均田例は、先ず均給期の分給の手続を中心とする長大な均田例文を有し、次にこれも詳細な等階表を付す形式をとっている。ところが、嘉隆均田例では、官員を中心とする等階表を先ず示し、次に均田例文を記している。しかも全8項の均田例文の内、第1、第2項は官員や課中士人への給田の補足規定であり、第3項は官員未亡人に与えられる勸節田、第4は官民死後の卹喪田、第6は年70以上の老人に関する優遇規定、第7、第8は均給期前の地位の変動に関する規定である。前代2均田例文の中心であった均給手続は第5項に次のように簡単に記されるのみである。

限以三年一番均給，合社内人数零分若干，再照内社田（社内田？）土若干，其給田分照二，三等，肥瘦相別，量取足分，不以先次，而尽占肥田。如已均給之後，或某官照陞（陞？）

34) 同上 卷33.

35) 『越史通鑑綱目』38, 永佑6年.

36) 『大南寔録』正編第1紀, 卷20.

37) 拙稿「永盛均田例の研究」pp. 12-26.

官職、及民項社補為兵、已有原田分、許照社^{マツ}陸（陸？）其品次干分、則本社同取、満喪改嫁、及孤兒已到限各項田、還權増分給、以足本分、若無者、姑待到期均給。方得照品取分如例。

これはスタイルとしては前朝の各均田例文を踏襲して、均給年次を冒頭におき社内人数田土以下を次においている。しかもその内容は、簡略な例文しか伝わらない洪徳均田例に比べてさえ、多くの事項が姿を消し、分量としても著しく短くなっている。他の条項が重複さえみられるほどに詳細なところからみて、これは単なる省略によるのではなく、むしろ意図的な削除と考えるべきであろう。次にその削除部分について分析を加えていきたい。

（１）支給官。田土の分給は、前代の２均田例においては国家官吏の仕事であった。洪徳均田例では府県官、永盛均田例では徴收官・該收官がこれにあたっている。³⁷⁾しかし嘉隆均田例ではこの均給期の公田分給者については全く記されていない。フランス植民地下の公田割換は村落によって行なわれていた。この社長によって公田が分給される習慣は、早く『国朝條例田制及給田土事』中の永盛均田例に

一節。均分官田、在社長任行。³⁸⁾

とあって、18世紀には一部地域では実施されていたことを示している。嘉隆均田例で、この公田分給者の指定がみられないのは、これら郷職による公田分給が黙認されていたことを示すものであろう。

（２）社の区分。次に注目すべきことは「公田社」「私田社」の別が全く見当たらないことである。洪徳均田例においては、均田例の対象となる村落は公田社と私田社に分けられた。公田社の公田は社内在籍者の全項に均分され、私田社では無田少田者にのみ均給された。永盛均田例でも私田社が「公私田間各社」と改められたほかは、ほぼ同様である。前代の均田例では公田の多少に応じて、封建小農に対してきわめ細かい配慮をしている。前述のように19世紀初めの北部ヴェトナム村落における公田比率はきわめて多様である。にもかかわらず、嘉隆均田例ではその差を無視して一律に均給を規定しているのである。これは嘉隆均田例が前代のそれとちがって、ひどく観念的なものとなっていたことを示している。

（３）納簿規定。前代の２均田例では公田の分給に際して、分数、受給者などを記した簿が作られ、官府に送られる。³⁹⁾これは当時唯一の課税田であった公田の耕作者名を把握し、納税者を個別に把握しようとしたものであろう。ところが、嘉隆均田例においては、この公田簿に該当する記載は全くない。現存する『嘉隆４年地簿』も公田量とその所在地を記すのみで、耕作者については「本社同均耕作」とするのみである。また『大南会典事例』にみる丁簿体式にも公田に関する記述はない。これは阮朝国家がすでに公田農民の持分を個々に把握できなかつ

38) 同上 pp. 36.

39) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(1), pp. 112-113.

たことを示している。

(4) 土宅条項。洪徳均田例では土宅も官によって、官員80尺、軍民諸色50尺、廢疾孤寡25尺のように分給される。しかし、土宅の私有化はその後著しく進捗したとみえ、永盛均田例では、民が居住する土宅で、もうその売買が一般的になっているものについては、国家の管理権を放棄して俗習に委ねるとしている。これは土宅の私有を認めたものといってよからう。しかし、全ての土宅が私有化されていたわけではない。嘉隆4年地簿によれば、民居とは別に「本社同居耕」とされる土宅が各所に散在している。にもかかわらず、嘉隆均田例において土宅条項が失われているのは、国家がその管理権を放棄して、村落の自律に委ねたと考えられる。

このように嘉隆均田例は、前代の2均田例に比して公田分給、納簿、土宅の各条項を削除し、さらに公田比率の多寡による社の分類を失っている。これからだけみれば、嘉隆期の均田制は従来国家のもっていた多くの権能を村落に委譲することによってはじめて成立したといえよう。

(2) 付加条項(1)

前述のように嘉隆均田例は、かつて重要であった多くの条項を失っているが、その一方で、前代の2均田例にない条項が不相応に詳細に記述されている。

その一つは給期以外の分給規定である。均田は6年（嘉隆均田例では3年）ごとに行なわれるため、給期以前または以後に受給資格を獲得、喪失、または変更のあった者に対する特例が必要となる。現存する洪徳的均田例の例文中にはこの特例はみられないが、黎朝刑律の田産章中には給期以後に「被罪降黜及死絶」の者の田は奪われ、「官司升秩、税丁年齒増長」の者には田を新たに給する条項がみられる。⁴⁰⁾『国朝條例田制及給田土事』永盛均田例では⁴¹⁾

其或某丁至歲，未過給期。仍照社内，有年至六十歲千人，可歸田若干，及見通喪畢人千人，

可還〔田〕若干，詳社長，暫以田，隨其多少，分給始至〔歲〕等人，務在均齊，以便受役。

として、受給年齢に達した民丁への給田規定はあるが、官員品秩の昇降については触れられない。両均田例とも給期以外の給田については簡略である。しかし、嘉隆均田例文の大部分はこれにあてられる。均田の分給手続を定めた第5項の後半には、給期以後に官位の上昇した者、一般民丁が兵士となった者については原田分にその差額を加えるとしている。その田の出所は卹喪田の喪が終わったもの、寡婦・勸節田の受給者が再嫁したもの、孤児田の受給者が成丁となったもの等の没収田に求められる。

さらに嘉隆均田例第8項では

已到期均給後，或有滿喪，由改嫁田，及孤兒已到限，其田還本社。如社内間某員兵初受，及民始統簿，本社宜量取此田，權給暫食。若無者，許留此田，置為本社公用之田，至他期均給，方得相分認食。其社内員兵，得先自替易占取。

40) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(1), p. 111.

41) [] は他史料により筆者が補正したものである。校勘の詳細は拙稿「永盛均田例の研究」p. 43.

とあり、内容的にはほぼ第5項と重複している。さらに第3項には満喪、改嫁、第4項には満喪、第7項では孤児の成人、寡婦の再嫁と、給田を返還する場合の規定が列挙される。これらはいずれも先の第5項、第8項と重複している。前節にみた均田手続の簡略さに比してあまりに執拗である。次にその理由を永盛均田例の類似条項と比較して考えてみよう。永盛均田例では均田受給資格の変化としては「民丁至歳」のみが問題であった。ところが嘉隆均田例第5項では、「某官照陞官職」「民項社補為兵」とあり、また第8項では「某員兵初受」として、官員の昇格、または一般民丁が兵徭につくことが先ず問題となっている。「民始續簿」は第8項にいたって、しかも兵士規定の次にはじめて現われるにすぎない。

次に新たな受給者に与えられる田の出自を考える。黎朝刑律ではこれに官員降黜の際に還田されたものをあてた。しかし嘉隆均田例では、郵喪田、勸節田、孤児田、寡婦田の受給者がその資格を失って還田したものが与えられる。したがって、これらの受田資格の変化に関する規定は、先ず官員兵士のそれに対応すべくつくられたものであり、しかもその増給分は、一般民の受給分から奪還して与えられたことがわかる。筆者は後述するように、嘉隆均田例公布の目的を、官員と庶民の身分差を明確にすることにあると考えているが、もしその推論が正しいとすればこの繁瑣な付加条項も、自分の変化に即対応するためにあえて強調されたものと考えることができよう。

(3) 付加条項(2)一郵喪田

『嘉隆均給官田法』の均田例文第4項には

官員民兵間、或禽故、許仍旧留分田、三年為郵喪田、視者受領耕徵。⁴²⁾ 雖值均給期內、社員兵並不得奪取換易。如某員人郵喪滿限、本社同以此原田、分置勸節田、及孤児寡婦田、完止余若干、還本社均給許他人。

とある。文中「禽故」の部分は大南寔録では「官有或物故者」とあり、「物故」の意であろう。さて、この第4項によれば、官員・民丁・兵丁が死去した場合、その給田分は3年の間その喪を執行する者にそのまま残される。これを郵喪田という。郵喪田の規定は前朝の2均田例にはみられない。しかし官員の賜田について、歴朝憲章類誌18官職誌俸祿例洪徳8年(1477)は

皇宗及公侯伯文武臣、賜田土桑洲潭等物死及三年後、子孫炤數還官、不得仍復隱占。

としている。また『天南餘暇集』洪徳均田例中には

如有升充降罷等項、以辰炤例、奪給、不拘年限。病死待喪畢。

としている。これによれば、洪徳期においても賜田は3年、他の給田は年限が不明であるが、一定の服喪期間は、その旧分田をそのまま留保する制があったと考えられる。また『国朝條例田制』永盛7年の均田例中には前項でみたように「見通喪畢人干人」の字句があり、やはり一

42) 『大南寔録』で用いられる「耕徵」は『大南会典事例』では「耕作」に置き換えられている。耕徵は耕作の意としてよからう。

定の服喪期間中の留保が認められている。しかし、両均田例ともこの喪の規定は新たに受田資格を得たものや増給のあったものに対して支給する田の出所を示したものであり、「卹喪田」の内容を規定したものではない。嘉隆均田例においてはじめてこの「卹喪田」規定が現われる理由は不明である。あえて推論を下せば、おそらく黎朝中期以降に増大する儒教イデオロギーの受け入れが、従来慣習法的規定にすぎなかった服喪期間の給田留保を、賜田の規定に準じて均田例文中に独立の規定として挿入したのではなかろうか。この推論が正しければ、勸節田の規定、また均田例文第6項にある

老饒・寡婦年七十以上、並許田増一分

という規定も、同様の趣旨と考えることができよう。

(4) 更改条項

『嘉隆均給官田法』では、内容的に前代の均田例と異なる規定はほとんどみうけられない。それは、永盛均田例が現実の均田状況を条例中に反映しているのに対し、嘉隆均田例ではたとえば村落の権能に属する部分は尽く削除したことにみられるように、そのきわめて観念的な性格に因るのであろう。

しかし例外的には、均給時期の変化がある。従来均給は6年ごとに行なわれていたが均田例文の第5項では「三年一番」に改められている。その理由はよくわからないが、黎朝時代施行されていた選法⁴³⁾が6年大典、3年小典であったこと、⁴⁴⁾また永盛均田例においても均給期後に受給資格を得失したものへの措置が繁雑であること、その折の均給は全て社長に一任されていたことを考え合わせると実際には3年ごとの均給が一般化していたと推定される。一方嘉隆均田例は前述のように均給期後の官員の身分の得失については、従来の均田例よりはるかに複雑である。国家の側からも均田秩序と移動のはげしい官員秩序とを一致させるためには、均給をより頻繁に行なう必要があったのであろう。

III 官吏、軍人への給田

1. 官 員

では、第I節で述べたような、国家による国土・人民の把握が弱体化した時期に、また第II節で述べたような村落の自律的な管理にその権能の多くを移譲したような無内容な均田例が、何故、このように早い時期に施行されなければならなかったのだろうか。この理由を『嘉隆均給官田法』前文は

43) 黎朝の選法については藤原利一郎「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」『田村博士頌寿東洋史論叢』田村博士退官記念事業会、1968, p. 502.

44) 『歴朝憲章類誌』29, 国用誌, 丁戸之籍。

公同欽

旨定均田之法，国家原定制。頃遭變乱，成典廢壞，官名不正，軍号不明，習以強豪率行占濫，民間多有不均之患。茲欽奉上德，敷賁前功，頒下議行，均給良法，以禁侵奪，旧習欽此，參稽古制，釐定分散，自文武一品之上，至從九品，兵民孤寡等項，各隨正社額簿，次品先從，以本社公田公土分給有差。所有各條，具許干左條，各遵拋，永為恒式，茲欽定。としている。『大南寔録』第1紀2，嘉隆3年4月，「定均給公田公土例」はこの前半を，「大南會典事例」37，戸部正賦嘉隆3年はこの後半を各々抄録したものであろう。

『嘉隆均給官田法』前文によれば，變乱（西山阮朝の成立と崩壊をさす。『大南寔録』のテキストは「偽西之乱」としている。）の結果，成典が崩壊し，官名軍号が乱れ，強豪の蚕食がすすんで均田が行なわれ難いので，新たに均田例を施行するとしている。このうち強豪による公田の侵蝕は，黎朝末以来，慢性的な現象であったし，⁴⁵⁾また西山阮朝をめぐる戦乱による田制の混乱は先に述べたところである。ここで注目されるのは官名・軍号の改変が施行理由の一つに掲げられることである。既に洪徳均田例の分析において述べたように，均田例の重要な目的の一つは文武官吏，兵丁職色への俸祿田の確保である。洪徳・永盛・嘉隆の各均田例は，このために各位階職色ごとの給田分数を定めた長大な等階表を付している。嘉隆新王朝は，旧広南王朝の系譜をひくため，官名・軍号は黎氏のそれとは大きくちがっている。このためこれに対応する均田秩序の創設は焦眉の急であったのであろう。

『ヴェトナム歴史』は

1804年に公布された条例によれば，支給年限は3年に縮少され，田土の支給には，先ず官吏と兵丁が優遇された。官員は一品之上の18分より9品の8分まで，兵丁は7分から9分までをうけ，民衆はわずかに3分から6分をうけるにすぎなかった。⁴⁶⁾

として，この均田例が官軍優先であったことを強調している。たしかに等階表が先行し，その内容も大部分が官・軍の品位と，分数を適合させたものであり，この指摘は表面的には正しいといえる。しかし，これだけならば，均田例の中の位置こそちがえ，前代の各均田例もその性格をもっている。問題となるのは，前代の官・軍の品位と分数の関係が，嘉隆ではどのように扱われているかである。次表は嘉隆均田例の表階表中の品位と分数の関係を，洪徳均田例のそれと比較したものである。なお表中の（ ）は一般民丁（成年男子）の取分を100とした相対指数である。

両者を比較すると嘉隆均田例においては官員の受給分が1分～2分程度増加している。しかしこれは基準値となる民丁の受給分が，洪徳均田例では4分であるのに対し，嘉隆均田例では

45) 拙稿「永盛均田例の周辺」p. 231.

46) Lịch Sử Việt Nam, p. 375.

品 位	嘉隆均田例	洪徳均田例	品 位	嘉隆均田例	洪徳均田例
1品之上	18分 (277)		従 5 品	10分半(162)	9分半(238)
正 1 品	15分 (231)		正 6 品	10分 (154)	9分 (225)
従 1 品	14分半(223)		従 6 品	9分半(146)	9分 (225)
正 2 品	14分 (215)		正 7 品	9分 (138)	8分半(213)
従 2 分	13分半(207)		従 7 品	9分 (138)	8分半(213)
正 3 品	13分 (200)	11分 (275)	正 8 品	8分半(131)	8分 (200)
従 3 品	12分半(192)	11分 (275)	従 8 品	8分半(131)	8分 (200)
正 4 品	12分 (185)	10分 (250)	正 9 品	8分 (123)	7分半(188)
従 4 品	11分半(177)	10分 (250)	従 9 品	8分 (123)	7分半(188)
正 5 品	11分 (169)	9分半(238)	未 人 流	8分 (123)	7分 (175)

6分半に増加しているためであって官吏給田量の絶対量が増加しているわけではない。前表の指数によれば、正3品の官で洪徳均田例で275が嘉隆均田例では200に、従3品の官で275が192と、全体的に約2/3程度に減少しているのである。一般民丁の受給分を基準とする限り、嘉隆均田例における官員受給田は『ヴェトナム歴史』の指摘とは逆に、むしろ低下していると考えらるべきである。

次に官吏俸給体系の中に占める公田の位置を考えたい。阮朝における官吏の俸給は皇族を別にすれば、(1)俸餉 (2)春服銭 (3)贈郵 (4)祀田からなる。次の表は俸給の根幹である俸餉(俸米と俸銭)と春服銭について『大南会典事例』57、嘉隆17年の「俸例・春服例」によって、従9品を100とする相対指数をだし、公田の分数と比較したものである。

これによれば、俸銭・俸米ともに正1品は従9品の37.5倍、春服銭で17.5倍を受けているのに対し、公田の受給分はわずかに1.9倍にすぎない。俸餉や春服銭で格差をつけられる高官と下

	俸 銭	俸 米	春 服 銭	公 田		俸 銭	俸 米	春 服 銭	公 田
正 1 品	3750	3750	1750	188	従 5 品	188	188	200	131
従 1 品	2250	2250	1500	181	正 6 品	156	156	175	125
正 2 品	1875	1875	1250	175	従 6 品	138	138	150	118
従 2 品	975	975	750	168	正 7 品	125	125	125	118
正 3 品	787	787	500	163	従 7 品	125	125	125	112
従 3 品	563	563	400	156	正 8 品	112	112	100	106
正 4 品	375	375	350	150	従 8 品	112	112	100	106
従 4 品	313	313	250	144	正 9 品	100	100	100	100
正 5 品	219	219	225	138	従 9 品	100	100	100	100

吏が、公田の受給分の面ではほとんど差がないのである。さらに俸餉体系においては正5品と従9品とではわずかに2倍強の開きしかないが、正1品と正5品では17倍強の違いがある。俸

餉体系では、従 6 品以上一位あがる度に、幾何級数的に増給されているが、公田受給ではどの階位においても等しく、1 品につき 1 分しか上昇しない。その原則の差が、昇給率の甚だしい落差を生んだのである。俸餉を官職の身分・職能に即応した実体的なものであるとすれば、公田の分給秩序は高官が優遇されているといっても、ほとんど形式的なものであったことがこれからわかる。

次に俸給中に占める給田の位置を考えてみる。たとえば従 9 品は 16 貫の俸銭と 4 貫の春服銭、16 方の俸米を年給として受給する。嘉隆 6 年（1804）4 月の田租代納規定⁴⁷⁾では、粟 1 斛納銭 1 緡 2 陌である。これより換算すると俸銭と春服銭の合計 20 貫は、約 16.7 斛の粟にあたり、これは約 1t の粃に相当する。1898 年のナムディン省の調査によれば、1t はほぼ 1 等田 1 畝の収穫量に相当する。⁴⁸⁾ 給田量は基準単位の 1 分が、村落によってあまりに差がありすぎ、一概に比較することはできないが、ヴァー・ヴァン・ヒェンの報告するフンイェン省の給田平均値 0.75 畝⁴⁹⁾を民丁受給分 6 分半の仮平均とすれば、1 分の平均は $0.75/6.5$ で約 0.12 畝にあたる。さて従 9 品の官は 8 分を受給するが、このうち 6 分半は、一般民丁であっても当然受給しうるものであるから、実質的な上のせ分は 1 分半、0.18 畝にすぎない。とすれば、仮に受給する公田が全て 1 等田であったとしても、公田受給分はその俸銭と春服銭合計の 2 割にすぎないのである。仮に受給田が 3 等田であれば、この比率はその 1/3、7% に低下するのである。俸給中に占める公田受給のメリットはほとんど名目的なものにすぎなかったと考えることができよう。

では官員によって占有された公田の量はどの程度のものではあったろうか。『大南会典事例』7～14、同 127～144 には嗣徳 4 年（1851）段階の文武官員定員数が載っている。以下の表は同書によって各部局ごとの定員を位階に分け、各々の総和をだしたものである。（なおこの表には該総、副総、社長のような郷職は含まれない。）⁵⁰⁾

未入流まで含めた文武官員に、その位階ごとの分数を乗じて総和すると、228,507 分である。この内 95% は 5 品以下の官員で占められる。官員の分数から一般民丁でも支給される 6.5 分を

47) 『大南寔録』正編第 1 紀，卷 32，嘉隆 6 年。

48) Ngo Vinh Long, *op. cit.*, p. 54.

49) Vu Van Hiên, 邦訳，p. 201.

50) 本表は以下の要領によっている。

① 品位不明の官は原則として表中に加えていない。② この表は文・武各部局別の官吏定員数の総和である。したがって部局に属していない下級官吏は含まれていない。③ 『大南会典事例』137 によれば、衛は原則として、衛尉 1，副衛尉 1 からなり、隊は該隊 1，隊長 2，外委隊長 2 からなる。したがって特に記載のない限り、全ての衛、隊はこれによって計算した。④ 外委隊長の品秩は、大南会典事例 127 の品秩表中にはみられない。しかし同表には正隊長、隊長の別がある。ここでは正隊長を隊長、隊長を外委隊長と考えた。⑤ 各公へ付される翊信以下は、諸公の人数が不明の為、各公一名として計算した。⑥ 地方部隊下士官には厳密には
従 5 品 各省揀兵該隊，召募南兵該隊
正 6 品 召募北兵該隊，召募南兵正隊長率隊
各省揀兵正隊長率隊

品	文 官		武 官	計	分 数	分数×計
	中 央	地 方				
正 1		6	8	14	15	210.0
従 1						
正 2	6	6	11	23	14	322.0
従 2	12	12	3	27	13.5	364.5
正 3	17	48	121	186	13	2418.0
従 3	2	2	182	186	12.5	2232.0
正 4	39	82	187	308	12.0	3696.0
従 4	13	13	164	190	11.5	2185.0
正 5	65	86	996	1147	11.0	12617.0
従 5	39	39	2057	2135	10.5	22417.5
正 6	66	158	153	377	10.0	3770.0
従 6	24	115	2015	2154	9.5	20463.0
正 7	83	212	2326	2621	9.0	23589.0
従 7	19	59	3978	4056	9.0	36504.0
正 8	138	380	3564	4082	8.5	34697.0
従 8	28	28	22	78	8.5	663.0
正 9	222	688		910	8.0	7280.0
従 9	36	1879	17	1932	8.0	15456.0
未入流	1111	3831		4942	8.0	39536.0
計				25560		228507.0

除くと、62,357分になる。これが官員としての支給分である。さて嗣徳4年にもっとも近い戸口統計である紹治7年（1847）の戸口丁籍は全土で1,024,388人⁵¹⁾である。これに一般民丁としての分数6.5分を乗ずると6,658,600分になる。1分の量は前述のように各村落においてまちまちであるが、仮に全村落がその村落員に応じて一定の割合で官員を出していたとすれば、一般民丁の総分数と官員の総分数の比率は、一般民丁の受田量総和と官員のそれとの比率と等しくなるはずである。この仮定によって両者の分数の比を較べてみれば、官員の増給分に充当される公田は、全公田の1%弱にしかあたらない。これは官員の圧倒的部分を占める5品以下

従6品 各省揀點土兵正隊長率隊

召募北兵正隊長率隊

正7品 召募南兵正隊長千戸 揀兵正隊長

従7品 召募南兵隊長、揀兵隊長

正8品 召募北兵隊長、揀點土兵隊長

の別があるが、ここでは会典137の記述にしたがい、該隊は全て従5品、率隊は正6品、正隊長は従7品として計算した。会典137には外委隊長の品位がないが、これに準じて正8品とした。⑦ 関汛率隊は正6品とした。⑧ 関汛該隊は従5品とした。⑨ 関汛衛尉は在外衛尉として従3品とした。同じく副衛尉は4品とした。⑩ 関汛隊長は従7品、同外委隊長、次隊長は正8品とした。⑪ 関汛協管1, 同管奇1, 同堡目4, 同管堡8は品秩不明のため、本表から除いた。

51) Ngo Vinh Long, *op. cit.*, p. 37.

の受給分が、一般民丁に比べて4.5分～1.5分の増給をうけるにとどまっているからである。したがって、官員がその地位のゆえに受給しうる公田は、公田全体の量の中ではごく一部にすぎず、民丁の受田量に影響を与えるほどではなかったとすることができよう。

以上官員に対する公田分給は、一般民丁の受給分に比して、前代よりむしろ減少し、その俸給体系の中の位置も名目的なものにすぎず、量的にも一般民丁の保有分に較べてわずかな部分を確保しえたにすぎないことを述べた。事実、この後明命20年（1839）10月、官員への均給は職品の高下にかかわらず全て停止されたのである。これは、官員給与としての公田均給がその実質的意味をまったく失っていたことを意味している。

（2）兵丁・局匠

洪徳均田例において、兵丁への給田はきわめて複雑な等階をなしていた。力士司金刀力士の8分半、（民丁比212.5）から予備役兵卒ともいえる軍色男の4分（同100）まで12階等に分かれていた。⁵²⁾これに比して嘉隆均田法の兵丁ははるかに単純化されている。『嘉隆均給官田法』によれば、兵丁は

禁 兵 9 分 （民丁比138）
 従禁兵 8 分半 （ 同 131）
 精 兵 8 分半 （ 同 131）
 従精兵 8 分 （ 同 123）

と、これに後述する属兵を加えた5階等しかない。各兵種に属する隊名は『大南寔録』中の嘉隆均田例文に詳細に述べられている。⁵³⁾

ではこれら兵丁の給田持分は、公田総量の中でどのような地位を占めているだろうか。嘉隆期兵丁の総数は、官吏総数の場合と同じく算定が甚だしく困難なので、ここでは『大南会典事例』に載る後の嗣徳4年期の各部隊定数からその総和を算出すると、皇帝直属の親衛軍である親兵総計は8,893人、その他の宮廷護衛軍である禁兵が19,222人、精兵が15,877人、地方軍が約104,850人となる。総計約15万人程度が阮朝期の総兵力と考えてよからう。このうちほぼ2/3を占める地方軍を嘉隆兵制でいう従精兵に比定すると、8分×104,850で約84万分に達する。しかし一般民丁として受給しうる6分半をこれから除くと、兵卒としての受給分は157,500分にすぎない。嗣徳期の親兵・禁兵と嘉隆期の禁兵・従禁兵・精兵の各隊は錯綜しているので、ここでは一括して精兵の8分半として総和すると、約37万4千分に達する。このうち一般民丁としての受給分を除くと、約8万8千分になる。中央軍、地方軍合計では24万5・5千分とな

52) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介(2)」pp. 101-105.

53) この『大南寔録』中の隊名を、『大南会典事例』その他の史料にみられる 外籍民の召募と一般徴兵の二種類の隊に分別し、その均田例上の地位を考えることは、嘉隆期軍団の構造を知る上で、きわめて興味深いテーマであるが、紙面の関係から別論に委ねる。

る。これは前述の官員受給分総計をわずかに上回るだけである。糧田を別にすれば、兵丁の受給分も量的には一般民丁保有分のごく一部にすぎなかったといえるだろう。

『嘉隆均給官田法』では「隸属兵図家各局匠」といわれるものが、田7分を受給している。⁵⁴⁾「隸属兵」とは「属兵」のことであろう。属兵は清代のいわゆる「隸卒」⁵⁵⁾に類して、各衙門に配属される兵丁のことである。『大南会典事例』143によれば、属兵は「六部属兵」として嘉隆4年(1805)「六堅」とよばれる部隊が作られたのにはじまる。各堅は2隊(1隊50人)ずつを有し、庁堂、公印、冊籍の守衛と、諸事務に使役された。また嘉隆12年(1813)、外籍民を招募して皇子皇孫の護衛にあたらせた。皇子皇孫の出府者には200名、未出府には150名、公主には500名が配属され、これを「府第属兵」とよんだ。別に「諸衙属兵」が高官に配属された。これは正1品の50名(明命15年例)から副衛尉協管の2名(嗣徳3年)まで、年代階等によって多様である。いずれも嘉隆中期から明命期にかけて整備されたものが多い。嘉隆3年のこの均田例でいう「隸属兵」はおそらくこの前身を指すのであろう。

次に「図家各局匠」⁵⁶⁾について考える。『大南会典事例』9によれば、図家は嘉隆元年(1802)に内務府に設けられた官衙で、内図家と外図家にわかたれている。内図家は各庫に分かれ、3番交代の各色工匠が朝廷の日用品作製にあたり、外図家各庫は主として武器の製造にあっていた。これらはいずれも明命10年(1829)に工部の管轄となった。

これら属兵、図家局匠の総数は時期異動が激しく、また史料の不足からも算定しがたい。たとえば嘉隆3年(1805)頃、フエにあった在京局匠は3,329人とされるが、⁵⁷⁾これは応役の者のみであり、地方回貫の者を含めた数は不明である。しかし『大南寔録』第2紀6明命元年(1820)12月の兵部上奏に、

是年兵額京外官吏、及各色兵匠与別併別納雜流人数凡二十万四千二百二十有奇。

と記されている。先の兵丁および文武官吏の総和を約17万5千とすると、残りの約3万が属兵各局匠、別併別納雜流入とみることができる。別併別納項は後述するように該総、里長のごとき村役人層や米作農民以外の総称で、当時の村落数(嘉隆初期、北圻のみで11868)⁵⁸⁾からみて、これも数万単位で存在したと思われる。⁵⁹⁾仮にこれらの層を0と考えても、属兵工匠の受給分は(7分-6.5分)×30,000で15,000分にすぎず、先の民丁分数の0.2%にすぎない。

このように、嘉隆均田例における官吏兵丁の受給分は民丁のそれに比べてさして大きなもの

54) 『大南会典事例』では「隸兵」。

55) 『清国行政法』II p. 106.

56) 『大南寔録』「図家諸工匠」、『大南会典事例』「図家局匠」。

57) 『大南会典事例』41 戸部正賦免徭、嘉隆3年。

58) 拙稿「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア 歴史と文化』5、東京、1975、p. 37.

59) 『嘉隆均給官田法』武階未入流8分には「該総」「該総仍」「副総仍」、文階未入流8分には「社長」「村長」「庄長」が含まれている。

ではない。その意味では『ヴェトナム歴史』が官吏・兵丁による公田篡奪を嘉隆均田例に求めるのは誤りである。では嘉隆均田例は何故このような詳細な等階表と規定を必要としたのだろうか。嘉隆均田例には一般民丁と官員の間に官員子孫、官員妻妾、退職官吏、課中士人等への給田を別に記している。次に、このいわば準官員層の給田規定がもつ意味を分析することによってこの問題について考えてみたい。

(2) 準官員層

(a) 官員子孫

『嘉隆均給官田法』では「襲蔭官員子孫」に7分半を与えている。官員子孫は洪徳均田例では無色の受給分を100とすると125与えられていたが、嘉隆均田例では一般民丁に対して115しか授給されない。これは一般民丁との差にして1分にすぎず、兵丁最下級の従精兵や、未入流官吏と比べても一段低いランクである。官員子孫はもとより特別な職掌があるわけではなく、丁簿上、身税兵徭を免除される身分の一つである。『大南会典事例』39、戸部4丁簿、嘉隆6年(1807)に

文武官正階散階、自從七品以上、其親子許著為官員子、將為外銷差項。

とあり、阮朝初期では従7品以上の実子を指していた。従7品以上の官員は前表にしたがえば13,400人ほどで、官員総数の約半数にあたる。官員子孫の数も、ほぼこれに似たものと考えられよう。嘉隆12年(1813)官員子孫は文武官員従3品以上の実子に限定され、正従4品以下の実子は「員子」として兵徭のみを免除された。⁶⁰⁾ 嘉隆18年(1819)の改訂では、文武4品以上の官の諸子は全て官員子とされ、正6品以上ではただ1子のみが官員子とされるにすぎなかった。⁶¹⁾ このほか嘉隆12年例ではこの年以前に「憑勅呈闕」を得たものは例外として官員子とされ、18年例では北城(北折)官籍にあったものの子で、既に官員子であったものは旧にならうとされている。このように官員子は単に官員の子弟を総称するものではなく、その資格取得に明確な限定をもった身分規定の一つである。したがってこの官員子受田の条項は、官員の俸給としての受田とはことなり、民丁受田数とに若干の差を設けることによって、その地位を明確化したものにほかならない。この意味では均田例等階表は、受田数の差による、身分秩序の再規定と考えることができよう。

(b) 退任官員

洪徳均田例において致事(退任)の官は、現職の品秩の給田分より2分削られた。⁶²⁾ 『嘉隆均給官田法』の例文第1項には

自一品之上、自從三〔品〕致事者、其坐次口分、並依本職品。至如自四品仍官者、其坐次及

60) 『大南会典事例』56、選法 嘉隆12年。

61) 同上 38、丁賦 嘉隆18年；『大南寔録』正編第1紀、卷60、嘉隆18年。

62) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(1)、p. 111。

口分照依本職，但退在任官之後。存未入流仍職者，其坐次在實納民項之先，士人課中之後，其口分與實納民項同。

とある。これによれば、1品之上より従3品までの退職者への待遇は現役の時と同じであり、また四品以下の休官⁶³⁾も在任官と同じであるが、ただ坐次は現役官の後に退るとされている。一見、この規定は洪徳期に比べ退任官吏が優遇されているかにみられる。しかし、洪徳期においては9品官でも田7分を受給し、仮に退任して2分削られたとしても、まだ無色に対しては1分の優位を保つことができる。逆に、嘉隆均田例では従9品は8分であって、仮に2分削られれば一般民丁より下回ってしまうのである。均田例文第1項設定の理由は、前述のように嘉隆均田例における現役官人の受給分が、洪徳期のそれより一段と減少したことに求められるべきであろう。

特に未入流の退官者には一般民丁と同等の受田分しか与えられていない。この第1項ではこのため、未入流退官者の受田順位を「士人課中（後述）」のあと、一般民丁の先と規定している。この段階では、受田分によらず、受田順位の先次による身分規定として、嘉隆均田例は機能しているのである。

(c) 士人課中

阮朝では科擧とは別に「課士法」という試験制度が行なわれ、合格者には1年あるいは半年の兵徭免除の特権が与えられた。⁶⁴⁾ このため、課試験合格者数はきわめて多数にのぼった。阮朝初期の人数は明らかでないが、嗣徳24年(1871)には19,339名に及んでいる。⁶⁵⁾ この士人課中について『嘉隆均給官田法』第2項は

士人課考，經已預中格，有單準除搜另者，許食在實納民項，及未入流仍職之先，口分並同。としている。課と考とは厳密には異なるが，⁶⁶⁾ この例文では「課考」で課士試をあらわすと考えてよいだろう。課試に合格することを「預中」または「中格」という。「預中格」も同義であろう。「単」は現代ヴェトナム語でいう *đơn* で公文書，または名簿の類を意味する。「準除」は『大南會典事例』102，考課條例嘉隆2年に「準免」の意で用いられている。「搜另」はヴェトナム音では *su'ũ slinh* である。スーは丁賦の意で，たとえば *su'ũ dịch* は賦役のことである。リンは現役兵士である。したがってスー・リンは「兵徭」の意とすることができよう。とすれば「有單準除搜另者」は課考に合格して，兵役免除の証明書を得たものの意であろう。このよ

63) 『大南寔録』記載の嘉隆均田例はこの部分を

自一品之上，至従三品致事者，坐次及口分並依原品，自四品至九品休官者，坐次在實納民項之先，課中士人之後。

としている。『嘉隆均給官田法』でいう仍^{ニョック・バン}官ら休官の意と考えるべきであろう。

64) 課士法については竹田龍児「阮朝科擧制度の一考察」『東方学論集』東方学会，1962，同「安南科擧制度小考」『史学』37-1，1964に詳しい。

65) 竹田龍児「ヴェトナムに於ける国家権力の構造」p. 134。

66) 竹田龍児「安南科擧制度小考」p. 2。

うな課中上人は分数こそ6分半で、実納民項とかわらないが、その坐次は一般民丁はもとより未入流退任者よりも前におかれる。ここでも均田例はその村落内におけるステータス固定の機能を果たしているのである。

(d) 官 員 妻

洪徳均田例では官員の妻妾は田5分を受給した。⁶⁷⁾『嘉隆均給官田法』はこの官員の妻女の均給について、次のように記している。

前徃官員命婦正室，自一品之上，至從九品，許食田。照依本夫官品職干分減半。自正六品至從九品，並依四分。以滿大喪三年，領此田為勸節之田。沒後滿喪，或改嫁，此田交還本社。これによれば一品之上より5品までは夫の給田の半ばを支給され、正6品より從9品まではその4割を定められている。しかしその実質はたとえば正1品では減半して7.5分、官員の大部を占める6品以下では最高で4分、最低では3.2分にあたるにすぎない。一般民丁を100とすれば、各々115、62、49であり、洪徳均田例の官員妻125に比して著しく低い数値を示している。

官員妻妾の受田分は、本夫の死後三年の後は勸節田としてひきつづき支給される。しかし洪徳的均田例以来、一般民丁の寡婦にも寡婦田が給されている。後に詳述するように嘉隆均田例に規定される寡婦田は3分である。したがって、勸節田との差は6品官の寡婦で1分、9品官では0.2分にしかあたらない。実体的には寡婦田であったものが、一般民丁の寡婦との身分的差を明確にするために、特に勸節田と名称を改めたと考えるべきであろう。ここでも、均田例は明らかに身分規定としての意味をもたされている。

このように「官員層の分析を試みることによって、嘉隆均田例が村落内各身分を、受田数の形式的な差や坐次によって再規定していることがわかった。では次に官僚秩序の外にあった一般庶民の給田について、嘉隆均田例はどのように規定しているであろうか。

IV 一般庶民への給田

(1) 実納各項民

『嘉隆均給官田法』は「実納各項民」⁶⁸⁾として「別併各項」「壯軍三項」「別納産物各項」をあげ田6分を支給している。しかし、『大南寔録』『大南会典事例』がいずれも6分半としていること、また等階表では1ランク下がるごとに半分ずつ減少するのが常であるのに、先行する「隸属兵凶家各局匠」との差が1分もあり異例であることから、本来6分半であったとするのが正しかろう。

実納各項民は本来、丁簿の人民分類の用語である。『大南会典事例』37、丁簿嘉隆6年(1807)

67) 拙稿「洪徳均田例に関する史料紹介」(2), p. 104.

68) 『大南寔録』『寔納各項民』、『大南会典事例』『寔納民』とあるのみでその内容は記していない。

に載る「造簿格式」によれば、実納各項民は18才以上、59才以下の男丁である。これはさらに「壯項」「民丁項」「別併各項」に分けられる。別併各項は会典の同例に

又某人受各衙文差某職，竝宜肩註，將為別併項。

とあり，その体式には

別併各項干人如便宜該總・副總・職名肩腳由有鎮官。文差・提吏・属吏，肩腳由某府縣。

餘局匠・皂隸・守隸・教坊皆倣此。

とあるから，割註で示されるような各種下吏の総称であろう。しかし均田例ではこれらの職名の多くは文武階9品，未人流，隸属兵図家各局匠に含まれ，皂隸，守隸，教坊（楽人）がわずかに残されているにすぎない。⁶⁹⁾

さて丁簿の実納各項民と，均田例の実納各項民のうち，共通するのはこの別併各項のみである。たとえば，丁簿上，実納各項に含まれる民丁項は，均田例では後述のように不具とともに別類に含まれている。均田例の人民分類は，丁簿とは違った体系で整理されているかのようである。

黎朝以来，ヴェトナムでは人頭税徴収のために「閲選法」を用いていた。黎朝閲選法については藤原利一郎氏に解説があり，⁷⁰⁾ また『歴朝憲章類誌』29にも詳細が記されている。これらによれば，先ず丁を正戸客戸に分別し職色を査し，次いで「壯・軍・民・老・雇・窮」の6等に分けた。広南阮朝でもこの法は適用されていたとみえ，たとえば『大南寔録』前編2，壬申19年（1632）は順化の戸を正・客に分け，さらに各々を壯・軍・民・老・疾・雇・窮に分けたとある。阮朝の閲選法が両朝のいずれの系譜をひくものかは不明であるが，『大南会典事例』38，丁賦嘉隆2年（1803）には

又準定各社村坊，不論正客，凡民数每十率数内，準許一率為顧項，或窮項，逃項，存九率分為壯・軍・民三項……

とあり，前代の閲選法が老項と逃項が入れかわったのを除けば，ほぼそのまま丁賦徴収上の概念としては継承されている。さてこの壯・民各項の内容について『六部條例』戸部体例，嘉隆2年（1803）は

凡選閱預修，青皮簿甲乙丙三本，其選法十八歲始著募民丁項，二十歲以上着壯項，五十歲以上為老項，六十歲以上為老饒項。

とし，また『大南会典事例』56，閲選嘉隆2年は

丁壯登籍，老羸得所

69) あるいは下吏の在貫したものを，別併各項としたのかもしれない。通常下吏の在貫には一，二級位が下げられる。たとえば「首合」は在勤では散階従8品であるが，「首合在家」は未人流である。（『大南会典事例』7，官制）これから考えれば，あとのない未人流や，「各図家局匠」は在貫すると，官位を失なってただ「別併各項」として総称されるだけだったかもしれない。

70) 脚注42) 参照。

として、閲選法によるこの年齢分類が、丁賦の課税対象を選別する基礎となったことを示している。この嘉隆2年閲選法によれば、壯項は20才以上50才未満の男丁である。

軍項は先の戸部体例嘉隆2年の分別には現われないが、黎朝旧制にならったものとすれば、壯項の内より、常時は在郷し、兵額に欠の生じた場合のみ軍役に徴されるいわば後備兵ともいふべきものである。⁷¹⁾では何故均田例文ではこれら二項のみが他の閲選法に分類からきりはなされて、実納民各項に分類されたのだろうか。『大南寔録』第1紀20、嘉隆2年の「租庸調法」をみる。

この時期には身庸錢は広平以南にしか適用されていないが、ここでは正戸の壯項は身庸錢1緡6陌、軍項は同1緡4陌、別併項は軍項にならうとされている。一方民項は1緡2陌である。この時期の北圻の丁賦は不明であるが、『大南会典事例』38、丁賦嘉隆7年によれば、壯項は庸錢1貫1陌、軍項の名はみあたらないが、別併各項は庸錢1貫1陌とされている。これに対し民丁項はこの半額5陌30文である。嘉隆3年以前はこれより人1陌ずつ高かったというが、仮にこの嘉隆7年の税比率が、嘉隆3年期の北圻においても同様であったとすれば、均田例においては庸錢の賦課率にしたがって、別併各項と壯項が実納民項としてまとめられ、次に中圻で施行されていた軍項がこれに加えられたものであろう。とすれば、ここでの均田例等階表は先ず丁賦の納入額によって新たに人民内の序列を再編成したことになる。

別納各項の内容は不明であるが、あえて推論を下せば、『大南会典事例』42～47の「雜賦」に載る多くの商品作物栽培農民、鉞山労働者、手工業者等がこれに含まれるのであろう。別納各項は『大南会典事例』56、選法嘉隆12年(1813)に「又別併別納与各色民」とあり、また『大南寔録』第1紀20 嘉隆2年に「別納別併民各隊、極壯項身庸錢、視軍項」とあって、選法上もまた丁賦の上からも別併各項と同様に扱われている。均田例もこれにならって実納各項に含めたのであろう。

(2) 民丁・不具一項

『嘉隆均給官田法』は田5分半の受給者として「民丁不具一項」を掲げている。民丁は前述の実納各項のうち18才以上20才未満の男丁を指すことはいうまでもない。しかし同じ箇所を『大南寔録』嘉隆均田例では「民丁及老疾項」とし、『大南会典事例』では「民丁老疾」としている。老疾は一般には老人と病者であるが、老人は別に「老饒」の項があり、病者は「篤廢」の項があるから、ここでは「民丁不具一項」とする『嘉隆均給官田法』の記載を正しいとする。

不具について『国朝條例田制及給田土』記載の永盛均田例は

71) 拙稿「洪徳均田例に關する史料紹介」(2), p. 116; 『綱目』19 光順6年註〔家耕農, 兵額有缺, 以次充補者, 謂之軍項。〕

なお、黎朝の用法では「壯項」は現役当仕の兵を指したようである(拙稿 前掲論文, p. 116)。しかし、先の『六部條例』でみる限り、阮朝では普通の男丁をただ年齢で分けたのみのようである。

四肢手足不全，或目或耳聾暗，應為不具。

としている。⁷²⁾「不具」はこうした手足耳目の不自由な男子をさしたのであろう。先の『六部條例』戸部体例，嘉隆2年に

帶疾与自体倭小不滿三尺六寸，許為老饒疾・不具・小饒疾

とあり，不具もまた阮朝選法上の一分類であったのだろう。

(3) 老饒雇窮

『嘉隆均給官田法』では次に「老饒顧窮」について田4分半が支給される。これは『大南寔録』『大南会典事例』にいう「老饒顧窮」の意であろう。先の『六部條例』戸部体例にも「六十歳以上為老饒項」とあり，他史料をみても60才以上の男子を老饒としたことはあやまりない。

「顧窮」とは顧項と窮項の意である。『綱目』19，光順6年（1465）註に

貧乏為人雇工者，謂之雇項。

とあり，また同書44，景興34年（1773）に

雇項，謂無産業，而雇作。

とあり，田産なき農業労働者としている。

一方，「窮項」については同書同年条に

窮項，謂鰥寡孤独無告者。

とある。しかし「鰥寡孤独」を「天下の窮民」「無告の者」とするのは経書の決まり文句であって，⁷³⁾この注をそのまま窮項の実体とすることはできない。また後述する孤寡，前述の老饒等との重複が問題となる。このように「窮項」という呼称が名目的，形式的なものとなれば「顧項」に対する綱目編者の注解も，ただ「顧」の字義にそった解釈で，たとえば客戸との差もよくわからない。

先の『大南会典事例』38，丁賦嘉隆2年によれば，顧項・窮項・逃項は丁賦徴収上の人丁分類の一つである。これら3項は，同条に

或某名当為顧窮逃三項，蠲免庸錢。

とあるように，庸錢を免除されていた。しかしその選別は実体に即して該当者が申告されるものではなかった。先ず数的にこの3項とされる者には限定があり，同条によればたとえば10丁いれば，このうち1丁が顧・窮・逃3項とされ，残りの9丁は，壯3，軍3，民3に分類される。その選別も，国家が直接調査するのではなく，同じく同条に

員目社長郷老，当先觀其家之貧富，次及其身之彊弱，從公酌量分補，務得実情，不可以憎

72) 拙稿「洪徳的均田例に關する史料紹介」(2)，p. 106.

73) たとえば『孟子』梁惠王下に

老而無妻曰鰥，老而無夫曰寡，老而無子曰獨，幼而無父曰孤，此四者，天下之窮民而無告者也。とある。

為、而偏為輕重。

とあるように、郷職が貧富強弱によって項を選別していた。税の収納が完全に村落単位に委ねられていた19世紀ヴェトナムにおいては、これら窮・逃・顧の3項への免税特典も、実際には村落全体の税負担を軽減するために、実体とかかわりなく郷職によって制限一杯まで申告され、利用されていたことは容易に想像される。したがって黎朝期はともかく、阮朝期においてはこれらの項は具体的な実体を失った丁簿上の仮構として存在するにすぎなかったのだろう。しかしその仮構も制度として存在する限り、均田例文中に一般民項とはことなつた一定の規定が必要となる。これがおそらく一定に現実を反映した老饒・寡婦・孤児等の均田例中の他の等階との重複をきたしたと考えられよう。

(4) 小饒実廢

『嘉隆均給官田法』では次に「小饒實成」が田4分を給されている。『大南寔録』『大南会典事例』はこの個所を「小饒・饒疾・篤廢」としている。ヴェトナム本では「成」は通常「廢」の略字として用いられるが、「実廢」なる語は他史料にみあたらず不明である。『戸部体例』嘉隆2年選法では「篤廢・饒疾・小饒」の3種が区別され、また『大南会典事例』56に載る選法にも

饒疾者・照隨疾跡輕重，準許為饒疾・篤廢・小饒項。

とある。『嘉隆均給官田法』でいう実廢はこれら饒疾・篤廢・小饒の総称であろう。

「篤廢」とは『国朝條例田制』永盛均田例中に

身被重，不成人者，応為篤廢。

とある。また明律では癩・癲狂・全盲の意で用いている。嘉隆選法においてもこうした不治の重病者を意味したのであろう。

「饒疾」⁷⁴⁾は疾病の故に徭役を免除されたものの総称として用いられる。しかしここでは篤疾と並記されているから、篤疾同様の病人と考えるべきであろう。黎朝の選法では疾病者は「篤廢・廢疾」に分かれ、洪徳永盛兩均田例等階表では「篤廢・殘疾」に分かれる。したがって饒疾はこの廢疾または殘疾と置き換えることができよう。しかし、その内容の詳細は不明である。

小饒は『六部條例』戸部体制の嘉隆2年選法に不具とならんで「小饒疾」の名がみえる。不具が前述のごとく、手足耳目の不自由な者とすれば、小饒は「不滿三尺五寸」とされる体軀の短小なものを指すのであろう。ここでも、均田例は嘉隆2年選法の分類を身分秩序として規定する役割を果たしている。

(5) 孤児・寡婦

『嘉隆均給官田法』はこのようにほとんど選法の分類にしたがっている。しかし例外的に選

74) 饒は賦役を免ずる意であるという。竹田龍児「阮朝科挙制度の一考察」p. 170.

法にはない「孤児・寡婦」へ田2分が支給されている。前述のように、綱目編者にしたがえばこれは選法上「窮項」に含まれるべきである。孤児・寡婦への給田は洪徳均田例以来の伝統である。孤児を保育するための コーニードイエシ 孤児田、未亡人の生活保護のための クアフーデイエシ 寡婦田とよばれる公田が、1930年代まで残存していたことはP. グールーの報告するところである。⁷⁵⁾ これはかつて国家の仁慈を宣布するために設けられたこれらの田が、村落の自律的な弱者救済制度として維持され発展してきたものであることを示している。嘉隆均田例中のこの孤児・寡婦への給田規定は、洪徳均田例以来の伝統が残存したというより、18世紀において村落共有田として発達してきた公田の現実が、あえて選法とことなるこの規定を均田例中に認めさせたものということができる。ゴ・ヴィン・ロンはこの側面をたかく評価して

しかし最下級の人民でも数サオを受給していた。⁷⁶⁾

といっている。しかし村落レベルでの現実を基礎とするこの規定が、逆に全土一律に一定の強制力をもって施行しえたとは考えにくい。『国朝條例田制』永盛均田例では孤児寡婦田について、「(支給すべき田が) ない場合はしなくともよい」としている。⁷⁷⁾ 均田例のもつ善政としての側面を強調するために、一部の村落で施能していた孤児寡婦田を名目的にとりいれたもので、均田例全体の中ではむしろ付加的なものにすぎないと考えられるべきであろう。⁷⁸⁾

お わ り に

本論では仏極東学院蔵『嘉隆均給官田法』の紹介を中心として、1804年公布の嘉隆均田例の内容について若干の分析を加えた。

しかし、19世紀ヴェトナムの社会経済状況の個別研究がほとんどなされていない学界の現状において、これより何らかの結論を導き出すことはきわめて危険である。ここでは以上の分析をまとめ、今後の研究の展望を語るにとどめたい。

〔第I節〕 当時のデルタ中枢において、全く公田をもたない村落から、村落内の全田土が公田からなる村落まで、種々の形態の村落が同一地域に分布し、また国家による公田統制を示すもつとも重要な要素である公田の不可譲渡性も、事実上失われつつあったと考えられる。国家による田土、人丁の把握も、流民田土の増大、田簿作製の困難からきわめて不十分であり、かえって黎朝時代より後退していた。このような状況下で、国家の強力な権力を必要とする均田制が、はたして実行しえたかどうかが先ず問題である。

75) P. Gourou, *op. cit.*, p. 371.

76) Ngo Vinh Long, *op. cit.*, p. 7.

77) 拙稿「永盛均田例の周辺」p. 84.

78) なお実納各項民を100とすると、民丁・不具は85、老饒69、小饒62、実廢62、孤児・寡婦は46である。洪徳均田例では無色を100として、不具88、老項88、黄丁88、篤疾・殘疾75、孤児・寡婦75で、いずれも嘉隆均田例に比べれば高率である。

〔第Ⅱ節〕 これまで国家官吏によって為されていた分給業務の多くが、均田例文中から失われている。また公田社と私田社の別も失われている。これは分給業務が実質的には国家の統制下から、村落の自律的な管理下に移行したことを示している。

〔第Ⅲ節〕 受給者のうち官員・兵丁・工匠の各定員に各々分数を乗ずる作業により、官員兵丁への給田は、その順位規定の詳細さにもかかわらず、俵給体系上の位置も、その公数に占める比率も共にわずかであったと考えられる。準官員層の分析を通じて、これら詳細な等階秩序は、官吏と人民との身分的な差を、均田秩序によって再確認したものと思われる。

〔第Ⅳ節〕 一般庶民の均田秩序は人丁税の納入順位をもとにし、次いで人丁税免除項が配列されている。これは均田例を通じて人民内部に差別をもちこみ、国家秩序の理念を強制しようとしたものである。

既に前論『永盛均田例の研究』において述べたように17, 8世紀、国家と官僚の搾取に抗して、村落の自律化が深く進んでいた。公田の村落自主管理の発展はそのもっとも象徴的な現象であり、永盛均田例は国家が支配の立脚点としての公田を、その村落の権限を一定に認めることによって、再構成しようとしたものであろう。

これに対して長期にわたる戦乱の後に、国家権力による公田統制の弛緩という状況下に公布された嘉隆均田例においては、公田分給の統制は著しく後退し、かわって均田秩序の維持のみが強調された。この国家秩序の強制に対し、村落はどのように抵抗し、あるいはどのように屈服していったらうか。

この問題の解決のためには、均田例内の秩序のほかたとえば祭祀秩序、年齢秩序、郷職秩序のような村落内の秩序が国家の身分規定といかなる相関をもっていたかが問題となる。これらの分析研究は別の機会に論ずる予定である。

なお本論は仏極東学院から東洋文庫に提供されたヴェトナム本マイクロフィルムにその多くを負っている。同学院、東洋文庫、また本論校閲の労をとられた永積昭教授に深く感謝するしだいである。